

関係各位

令和5年度 定期総会開催について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

下記内の通り、全国認定子ども園協会東京都支部の定期総会を開催させていただきます。

ご多忙のところ恐れ入りますが、出欠のご連絡、よろしくお願い申し上げます。

ご出席いただけない方々も、別紙の議案書をご検討いただき、出欠フォームにて委任状をご提出ください。

記

【開催日時】 2023年5月23日（火） 15:00-16:30

【場 所】 全国認定子ども園協会事務局本部

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-1-1 小泉ビル 2F

電話.03-6426-5315, Fax.03-6426-5316

3階研修室にて開催

【議 題】 第1号議案 令和4年度事業報告について
第2号議案 令和4年度収支決算について
第3号議案 令和5年度事業計画（案）について
第4号議案 令和5年度収支予算（案）について
第5号議案 規約変更について

【出欠連絡】 右のフォームよりご回答ください。
委任状のご提出も可能です。
(2023年5月19日まで)

2023年度定期総会 出席票および委任状
<https://forms.gle/i5rvQscC13VjNNiU6>



全国認定こども園協会東京都支部

令和4年度事業報告書

日 程	内 容	備 考
4月25日	理事会	総会準備
5月24日	理事会、東京支部総会	決算・報告
6月		全国総会
7月		
8月3日	養成校交流会	
9月21日	理事会	関東地区会
10月		
11月18日	理事会	
12月		
1月		関東地区会
2月		事業計画・予算
3月25日	支部活性化研修会	

第2号議案 令和4年度収支決算について

令和4年4月1日～令和5年3月31日

全国認定こども園協会東京都支部

収 入

費 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
会費収入	0	0	
事業収入	0	0	
支部助成金	116,100	87,400	関東地区会より
研修会参加費	0	20,000	
雑収入	0	0	
前期繰越金	173,086	173,086	
合 計	289,186	280,486	

支 出

費 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
諸会議費	98,000	64,033	
総会費	80,000	64,033	総会会場
理事会等費	18,000	0	
事業費支出	0	111,644	
研修会費	0	42,344	養成校交流会会場
HP制作設置費	0	69,300	
広報費	0	0	
管理費	40,000	25,506	
賃金	0	0	
旅費交通費	0	0	
サーバ利用料	0	5,238	
ドメイン利用料	0	2,200	
消耗品費	10,000	17,020	事務消耗品
事務費	30,000	1,048	振込手数料
渉外費	0	0	
予備費支出	151,186	0	
次期繰越金	0	79,303	
合 計	289,186	280,486	

上記の通り収支決算を報告します。

支部長 小山 貴好

監査報告

上記の決算につき、監査の結果正当であることを認めます。

令和4年 月 日

監事

監事

全国認定こども園協会東京都支部

令和5年度事業計画書（案）

日 程	内 容	備 考
4月		
5月	理事会・東京都支部総会	
6月	全国認定こども園協会総会	
7月	理事会	
8月	養成校懇談会・研修会（教育保育）	
9月	関東地区地域活性化研修会	
10月		
11月	理事会	
12月		
1月		
2月	研修会（経営政策）・理事会	
3月		

第4号議案 令和5年度収支予算（案）について

令和5年4月1日～令和6年3月31日

全国認定こども園協会東京都支部

収 入

費 目	予 算 額	前年度決算額	摘 要
会費収入	50,000	0	
事業収入	0	0	
支部助成金	87,400	87,400	関東地区会より
研修会参加費	40,000	20,000	
雑収入	0	0	
前期繰越金	79,303	173,086	
合 計	256,703	280,486	

支 出

費 目	予 算 額	前年度決算額	摘 要
諸会議費	70,000	64,033	
総会費	70,000	64,033	総会会場
理事会等費	0	0	委員会費含む
事業費支出	120,000	111,644	
研修会費	120,000	42,344	会場費など
HP制作設置費	0	69,300	
広報費	0	0	
管理費	7,438	25,506	
賃金	0	0	
旅費交通費	0	0	
サーバ利用料	5,238	5,238	
ドメイン利用料	2,200	2,200	
消耗品費	0	17,020	事務消耗品
事務費	0	1,048	振込手数料
渉外費	0	0	
予備費支出	59,265	0	
次期繰越金	0	79,303	
合 計	256,703	280,486	

特定非営利活動法人全国認定子ども園協会 東京都支部規約

第1章 総則

(本部及び名称)

第 1 条 本支部は、特定非営利活動法人全国認定子ども園協会を本部（以下、本部という）とし、名称を **東京都子ども園協会**とする。（以下「支部」という。）

(事務局)

第 2 条 本支部は、支部事務局を東京都東村山市廻田町 2-14-1（学校法人野澤学園）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本支部は、地域における教育・保育及び子育て支援の総合的な充実を目指すとともに、本部並びに特定非営利活動法人全国認定子ども園協会関東地区会（以下、地区会という）と連携しながら認定子ども園の健全な発展と振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本支部は次の事業を行う。

- (1) 都道府県および市区町村における認定子ども園の普及、振興、運営改善に関する事業
- (2) 教育・保育及び子育て支援の充実に関する事業
- (3) 職員の資質の向上に関する事業
- (4) 会員に対する情報提供、会員間の情報交換に関する事業
- (5) 本部並びに地区会との連携
- (6) 関係機関・団体等との連携
- (7) その他前条の目的達成のための必要な事業

第3章 支部会員

(支部会員)

第 5 条 支部会員は、認定子ども園となった法人・施設の本部個人会員及び団体会員及び認定子ども園を志向する法人・施設の本部個人会員及び団体会員である者とする。

- 2 支部には賛助支部会員を置くことができる。賛助支部会員の会費などは別に定める。

(支部会費)

第 6 条 支部会員は、別に定める支部会費を納入しなければならない。

- 2 退会し、または除名された支部会員が既に納入した会費、その他支部会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

(除名)

第 7 条 支部会員に次の行為が認められたときは、支部総会において出席支部会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) 秩序を乱し、または名誉を棄損したとき。
- (2) 正当な理由なく支部会費を1年以上滞納したとき。

第4章 支部役員

(役員)

第8条 本支部に、次の支部役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支部理事 | 20名以内 |
| うち支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 5名以内 |
| (2) 支部監事 | 2名 |

- 2 支部理事及び支部監事は、認定こども園又は志向する施設の支部会員の中から支部総会において選任する。
- 3 支部長・副支部長は、支部理事の互選とする。
- 4 支部監事は、他の支部役員を兼ねることはできない。
- 5 支部理事及び支部監事の候補者の選任については、別に規定を設ける。
- 6 本支部には支部事務局長を置くことができる。

(職務)

第9条 支部理事は、支部理事会を構成し、会務を審議、決定する。

- 2 支部長は、本支部を代表し、本部並びに地区会と連携の上、会務を統括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けた時または事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 支部事務局は、庶務全般を行い、業務を執行する。
- 5 支部理事は、会務を執行する。
- 6 支部監事は、民法第59条の職務を行い、本支部の会務及び会計を監査し、支部理事会及び支部総会において報告する。

(任期等)

第10条 支部役員の任期は2年とする。

- 2 支部役員は、再任を妨げない。
- 3 補欠により就任した支部役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 支部役員は、任期満了の場合であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問等)

第11条 本支部に支部顧問及び支部相談役を置くことができる。

- 2 支部顧問及び支部相談役は、支部理事会の推薦により、支部総会の承認を得なければならない。
- 3 支部顧問は、重要な事項につき、支部長の諮問に応える。
- 4 支部相談役は、重要な案件につき、支部理事会の相談に応える。

第5章 会議

(種類)

第12条 会議は、支部総会・支部理事会とする。

(構成)

第13条 支部総会は、第5条の支部会員をもって構成する。

2 支部理事会は、支部理事をもって構成する。

(支部総会)

第14条 支部総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、支部理事会が認めたとき、または支部会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき、または民法第59条に基づいて支部監事が招集するときに開催する。

4 支部総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 支部規約の制定並びに改廃に関する事項

(4) その他本支部に関する重要な事項

5 支部総会の議長は、その支部総会において出席した支部会員の中から選任する。

(支部理事会)

第15条 支部理事会は、支部長が招集する。

2 支部理事会は、次の事項を決定する。

(1) 支部総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 支部総会に付議すべき事項

(3) その他の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 支部理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数、議決)

第16条 支部総会及び支部理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、委任状は出席とみなす。

2 支部総会及び支部理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 事業の執行

(事業の執行)

第17条 本支部の事業を執行するために、必要に応じて部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の規定については、支部理事会の議決を経て別に定める。

(支部アドバイザー・ボード)

第18条 本支部の運営及び認定こども園の充実・振興に資するため、有識者で構成する支部アドバイザー・ボードを置くことができる。

2 支部アドバイザー・ボードの規定については、別に定める。

第7章 会計

(予算及び決算)

第19条 本支部の収支予算は、毎会計年度開始前に『支部理事会』の議決により定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に支部監事の監査を経て、支部総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

第8章 支部規約の変更及び解散

(支部規約の変更)

第21条 この支部規約は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を経て、かつ本部の承認を得なければ変更することはできない。

(解散)

第22条 本支部の解散は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を経て、かつ本部の承認を必要とする。

2 解散のときに存する残余財産は、支部総会の議決を経て、処分方法等を決定する。

第9章 支部事務局

(支部事務局)

第23条 本支部の事務を処理するため、支部事務局を置く。支部事務局に関する規定は、別に定める。

第10章 地区会

第24条 本支部は地区会を置くことができる。

第11章 雑則

(規則)

第25条 この支部規約にないものは、支部理事会の議決を経て、規則等を別に定める。

附則 この規約は令和5年4月1日より施行する。

変更経過

令和5年4月1日 (一部変更)

特定非営利活動法人全国認定こども園協会
東京都支部規約新旧対照表

旧	新
第1条 本支部は、特定非営利活動法人全国認定こども園協会を本部（以下、本部という）とし、名称を 東京都支部とする。（以下「支部」という。）	第1条 本支部は、特定非営利活動法人全国認定こども園協会を本部（以下、本部という）とし、名称を 東京都こども園協会 とする。（以下「支部」という。）

特定非営利活動法人全国認定こども園協会 東京都支部規約別紙

【東京都支部賛助会員制度】

全国認定こども園の会員の方は、自動的に東京都支部会員となります。

なお、東京都支部のみに入会することも可能です。 賛助支部会員（1施設）

賛助支部会員（1施設）

入会金 0円

年会費 10,000円

東京都支部賛助会員	全国認定こども園会員
東京都支部の会員となります。	全国認定こども園協会の会員および東京都支部の会員となります。
東京都支部独自の情報をお送り致します。	全国認定こども園協会から直接情報が届きます。
東京都支部主催の研修における特典があります。	全国認定こども園協会および各支部の研修における特典があります。
入会金 0円、年会費 10,000円	入会金 5,000円、年会費 30,000円

全国認定こども園協会、または各支部の研修における特典が